

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「こども誰でも通園制度」という。）は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月成立）により、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかるわらない形での支援を強化する目的で創設され、すべての自治体で実施することとなる（令和7年4月制度化、令和8年4月本格実施）。

利用対象者は、0歳6ヶ月以上満3歳未満の子どもであって、子どものための教育・保育給付を受けていない者とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付である。

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件等あり	認定こども園、保育所 ※小学校就学まで					
就労要件等なし	こども誰でも通園制度 ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 ※0歳6ヶ月以上3歳未満を想定		認定こども園（1号）、幼稚園 ※満3歳から小学校就学前まで			小学校 ※満6歳に達した日の翌日における最初の学年の初めから

2 期待される効果

●子どもの成長の観点から

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。
- ・同じ年頃の子ども同士が触れ合いながら、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。
- ・年齢の近い子どもの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす。

●保護者の観点から

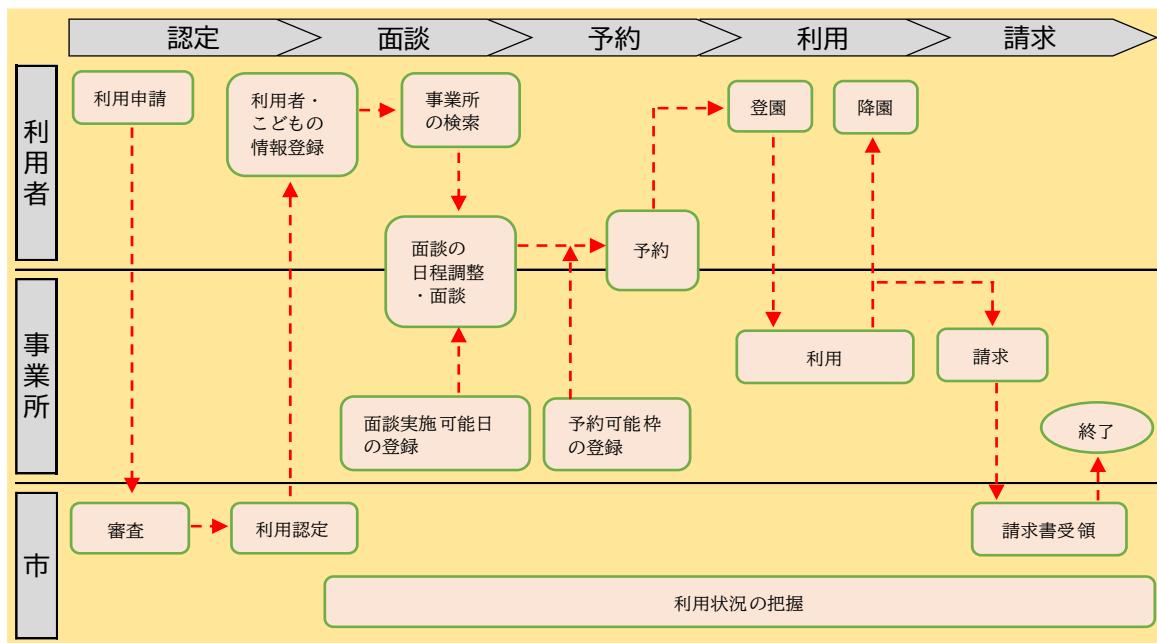
- ・専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながる。
- ・子どもへの保育者の接し方を見ることにより、子どもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、保護者自身が親として成長することができる。
- ・様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいて社会的資源を活用することにもつながる

3 制度の内容

こども家庭庁からの通知による、令和7年度時点の事業の主な内容と本市の考え方は、次のとおりとなる。令和8年度の本格実施に向けては、利用可能時間や給付化に伴う公定価格の設定等、引き続き国において検討を進めていくこととされている。

項目	国	高砂市
1 対象となるこども	保育所、認定こども園等に通っていない0歳6カ月以上満3歳未満	国と同様の扱いとする
2 利用可能時間	こども一人あたり月10時間を上限	国と同様の扱いとする
3 事業実施場所	乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園等	国と同様の扱いとするが、民間保育所、こども園での実施を検討
4 実施方式	一般型事業又は余裕活用型事業	実施事業者と協議して決定
5 設置基準	設備運営基準第21条又は第25条に定める基準に基づき、各市町村で定める条例を遵守する	国の定める基準に基づき条例を制定する
6 人員配置基準	設備運営基準第22条又は第25条に定める基準に基づき、各市町村で定める条例を遵守する	国の定める基準に基づき条例を制定する
7 単価	令和7年度（参考） 単価（こども一人1時間あたり） 0歳児 1,300円 1歳児 1,100円 2歳児 900円	国が公布する公定価格による
8 保護者負担	令和7年度（参考） こども一人1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所で設定できる	国が示す基準に準じる

[こども誰でも通園制度利用の流れのイメージ]



4 一時預かり事業との違い

一時預かり事業

保護者に利用する理由（就労や通院、リフレッシュ）を問うもので、保護者に「預ける理由があるとき」に利用。→「預ける」制度

子ども誰でも通園制度

保護者に利用する理由（就労要件等）を問わないもので、こどもに「成長発達の機会を与えるため」に利用。また、定期的に通うことで、こどもが保育者や同年代のこどもとの関係性を構築し、徐々に利用する場所にも慣れる。→「通園する」制度

5 今後のスケジュール（予定）

本市において、12月定例会に「高砂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮）」及び「高砂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（仮）」を上程し、施行後に運営事業者の公募・選定や事業の認可・給付に必要な確認を行うとともに、利用認定等、国の発出する通知等に基づきながら、令和8年度の本格実施に向け、準備を進めていく。

令和7年10月	市民ニーズ調査、必要整備量算出
10月～	運営事業者と実施体制の協議（定員・実施方法・給付費等） 予算積算
11月	子ども・子育て部会での意見聴取
12月	認可基準条例、確認基準条例を議会に上程
12月～	認可・確認事務
令和8年 1月～	広報等で市民へ周知
2月～	子ども・子育て部会での認可に係る意見聴取 市民からの申請・認定、運営事業者との面談、最終調整